

建築物環境配慮指針に基づくエネルギー消費量の実績等の報告に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成17年大阪府条例第100号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により知事が定めた建築物環境配慮指針（以下「指針」という。）に基づく、大阪府建築物環境配慮評価システムの「大阪府の重点評価」における、エネルギー消費量の実績の報告等について必要な事項を定め、条例の円滑な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、条例及び指針の例による。

(適用範囲)

第3条 この要領は、主たる用途が住宅以外の建築物であって、条例第17条第1項及び建築物の環境配慮のための適切な措置に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項に規定する届出の際に「エネルギー消費量の実績を3年間報告する」として届出をした建築物（以下「対象建築物」という。）を対象とする。

2 対象建築物が複合用途の場合のエネルギー消費量目標及び実績の報告対象範囲は、住宅以外の用途に供する部分とする。

(エネルギー消費量の目標の報告)

第4条 対象建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、エネルギー消費量の目標について、条例第20条第1項又は要綱第3条第3項に規定する工事完了の届出をするまでに、エネルギー消費量目標報告書（様式第1号）を知事に提出して報告を行うものとする。

(エネルギー消費量の目標変更の報告)

第5条 対象建築物の所有者等は、設備の更新、営業時間の変更、その他の事情により、エネルギー消費量の目標を変更したときは、遅滞なく、エネルギー消費量目標変更報告書（様式第2号）を知事に提出して報告を行うものとする。

(エネルギー消費量の実績の報告)

第6条 対象建築物の所有者等は、前年度のエネルギー消費量の実績について、毎年8月末日までにエネルギー消費量の実績報告書（様式第3号）を知事に提出して報告を行うものとする。

(エネルギー消費量の実績の報告を行う期間)

第7条 エネルギー消費量の実績を報告すべき期間は、工事を完了した日の属する年度及びその翌年度から3年後までの各年度の実績とする。

附 則

この要領は、平成19年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

建築物エネルギー消費量の目標報告書	
年 月 日	
大阪府知事様	
報告者 住所	
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
建築物環境配慮指針に基づくエネルギー消費量の実績等の報告に関する要領第4条の規定により、次のとおり報告します。	
建築物の名称	
建築物の所在地	
工事完了予定年月日	年 月 日
エネルギー消費量の目標	別紙のとおり
連絡先	会社名及び担当者名
	電話番号
	電子メールアドレス
※大阪府受付欄	

備考1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第2号(第5条関係)

建築物エネルギー消費量の目標変更報告書	
年 月 日	
大阪府知事様	
報告者 住所	
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
建築物環境配慮指針に基づくエネルギー消費量の実績等の報告に関する要領第5条の規定により、次のとおり報告します。	
建築物の名称	
建築物の所在地	
変更内容	別紙のとおり
変更理由	
連絡先	会社名及び担当者名
	電話番号
	電子メールアドレス
※大阪府受付欄	

備考1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第3号(第6条関係)

建築物エネルギー消費量の実績報告書	
年 月 日	
大阪府知事様	
報告者 住所	
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
建築物環境配慮指針に基づくエネルギー消費量の実績等の報告に関する要領第6条の規定により、次のとおり報告します。	
建築物の名称	
建築物の所在地	
工事完了年月日	
エネルギー消費量の実績	別紙のとおり
連絡先	会社名及び担当者名
	電話番号
	電子メールアドレス
※大阪府受付欄	

備考1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

(参考) 報告時期の例

